

議案第1号

平成26年度木古内町一般会計補正予算（第3号）

平成26年度木古内町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 491, 580千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月30日 提出
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 町	債	997,100	2,100	999,200
	1. 町 債	997,100	2,100	999,200
歳入合計		5,489,480	2,100	5,491,580

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 教 育 費		397,374	2,100	399,474
	5. 保 健 体 育 費	107,955	2,100	110,055
歳 出 合 計		5,489,480	2,100	5,491,580

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後			償 還 の 方 法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
臨時財政対策債	134,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	134,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他につい ては当該借入先と協定するもの とする。 ただし、町財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利債に 借換えすることができる。
過疎地域自立促進特別事業債	62,400			62,400			
新幹線整備事業債	99,600			99,600			
水産業施設整備事業債	10,400			10,400			
道路整備事業債	148,500			148,500			
橋梁整備事業債	5,600			5,600			
駐車場整備事業債	88,200			88,200			
都市計画整備事業債	251,500			251,500			
公共施設整備事業債	123,900			123,900			
文化保存施設整備事業債	44,000			44,000			
体育施設整備改修事業債	29,000			31,100			
計	997,100			999,200			

平成26年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
20. 町債	997,100	2,100	999,200
歳入合計	5,489,480	2,100	5,491,580

【歳 出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10. 教育費	397,374	2,100	399,474		2,100		
歳出合計	5,489,480	2,100	5,491,580		2,100		

議案第2号

木古内町中央公民館耐震改修工事請負契約の締結について

木古内町中央公民館耐震改修工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

平成26年6月30日提出

木古内町長 大森 伊佐緒

記

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 工 事 名 | 木古内町中央公民館耐震改修工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 上磯郡木古内町字 木古内 地内 |
| 3. 請負契約金額 | 122,472,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 茂泉・高木・川瀬経常建設共同企業体 |
| 5. 契約の方法 | 指名競争入札 |